

ハラスメント防止規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、三井ボランティアネットワーク事業団（以下「三井 V-Net」という）において、すべての構成員が互いの人格と尊厳を尊重し、安心して活動できる環境を確保するため、ハラスメントの防止および適切な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、三井 V-Net の役員、事務局員、会員、（以下「構成員」という）に適用する。

第2章 ハラスメントの定義

第3条（ハラスメントの定義）

本規程におけるハラスメントとは、相手の人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える行為をいう。

第4条（主な類型）

ハラスメントには、以下の行為を含むが、これらに限られない。

1. パワーハラスメント

地位や役職・経験の差等、立場の優位性を利用し、必要かつ相当な範囲を超えて、相手の人格を否定する言動、威圧的な言動、過度な叱責、排除的な扱いを行うこと。

2. セクシュアルハラスメント

性的な言動や態度により、相手に不快感や不利益を与えること。

3. その他のハラスメント

年齢、性別、ジェンダー、障がい、国籍、価値観等に関する差別的言動、または社会通念上不相当と認められる行為。SNS や電子媒体を用いた誹謗中傷、プライバシー侵害。

第3章 禁止事項

第5条（禁止行為）

三井 V-Net の構成員は、いかなる理由があってもハラスメント行為を行ってはならない。

第4章 相談・申告

第6条（相談窓口）

三井 V-Net は、ハラスメントに関する相談・申告を受け付ける窓口を設置する。相談は、対面、電話、電子メール等の方法により行うことができる。相談・申告は、本人からだけでなく、第三者からも行うことができる。

第7条（秘密の保持）

相談・申告に関わる者は、知り得た情報について正当な理由なく第三者に開示しない。

第8条（不利益取扱いの禁止）

相談・申告を行ったことを理由として、当該者に不利益な取扱いを行ってはならない。

第5章 対応および措置

第9条（事実確認）

三井 V-Net は、申告があった場合、速やかに事実確認を行い、公平かつ慎重に対応する。

第10条（是正措置）

ハラスメントが認められた場合、三井 V-Net は状況に応じて、以下の措置を講ずることができる。

- 注意・指導
 - 文書による嚴重注意
 - 一定期間の活動停止
 - 除名等の措置
-

第6章 補則

第11条（規程の周知）

三井 V-Net は、本規程を構成員に周知し、ハラスメント防止に努めるものとする。

第12条（改廃）

本規程の改廃は、三井 V-Net 運営委員会で協議し理事会で決定する

（附則）

第13条（附則）

本規程は、2026 年 8 月 1 日より施行する。